

平成20年7月11日

株券等の特定有価証券等の短期売買（6か月以内）の禁止について

会 長

職員の株取引問題に関する第三者委員会の調査報告書が、5月27日に発表されました。

職員による不正な株取引は、ジャーナリズムの根幹を揺るがす一大事であることを、全役職員が改めて深く認識しなければなりません。「国民の知る権利」に奉仕する報道機関として、一般の国民が知ることのできない情報に、いち早く接することのできる立場を利用した今回のような不正行為は、絶対にあってはならないことです。

第三者委員会は、今回の不正行為の原因として、インサイダー取引を行った職員個人の倫理観・職業意識の欠如だけではなく、NHK組織全体の風通しの悪さや危機意識の乏しさを指摘しています。今回の問題は、全役職員に関わるものとして、重く受け止める必要があります。

受信料制度で成り立つ公共放送として、視聴者の信頼を一刻も早く回復するため、第三者委員会の調査報告書に示された提言の趣旨を踏まえ、全役職員が、信頼回復に不可欠なインサイダー取引防止に向けた施策を着実に実施しなければなりません。

今回その施策のひとつとして、株券など特定有価証券等の取引について、報道情報システムの使用を認められている職員等および報道局・海外総支局に所属する職員等は原則禁止としますが、その他の全職員についても別紙のとおり、6か月以内の短期売買を原則として禁止します。また、勤務時間中の株取引についても、厳しく対処します。

本来、株式等の取引は、社会一般に認められた経済的行為ですが、より高い行動規範が求められる公共放送に携わる者として、全役職員が自らに制約を課し、視聴者に対して、不正行為防止に向けた固い決意を示していきたいと考えています。なお、会長・副会長・理事については、特定有価証券等の取引を原則として禁止することにしています。

職員一人ひとりが、今回の問題を重く受け止め、この施策を遵守するよう、強く要請します。

(別紙)

職員の特定有価証券等の短期売買(6か月以内)の原則禁止について

1. 短期売買(6か月以内)の原則禁止

職員は、株券等の特定有価証券等(*1)について、原則として6か月以内の短期売買(同一のものを買付等の後6か月以内に売付等をし、または売付等の後6か月以内に買付等をするをいう。)を行ってはならない。ただし、真にやむを得ない事情(*2)がある場合は、この限りではない。

*1 「株券等の特定有価証券等」の例

- ・株券(株式)
- ・新株予約権証券
- ・社債券

など

なお、投資信託は対象とはなりません

*2 「真にやむを得ない事情」の例

- ・株式を相続したが、株式としての保有は望まないため、売却する場合
- ・株式を保有していたが、予期せぬ事情により多額の出費を必要とし、株式の売却をせざるを得ない状況となった場合
- ・保有している株式の価値が急落し、速やかに売却等をしないと多額の損害を被ると予想される場合。ただし、株価が急騰し、売却しないと利益を得られない場合は、これにあたりません。

など

2. 対象

全ての職員。

なお、報道情報システムの使用を認められている職員等および報道局・海外総支局に所属する職員等は、「インサイダー取引防止規程」により、株券等の特定有価証券等の売買等を原則禁止とします。

3. その他

実施期日、用語の定義は「インサイダー取引防止規程」に準拠する。